



食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく内閣府令の改正に係る
答申について
(乳児用規格適用食品の表示基準の策定)

平成 24 年 6 月 20 日
内閣府消費者委員会事務局

平成 24 年 1 月 18 日付けで内閣総理大臣から諮問のあった内閣府令の改正については、消費者委員会食品表示部会で審議を行い、平成 24 年 6 月 19 日付けで消費者委員会委員長より答申を行った。

1. 上記諮問に関して行われた食品表示部会における審議内容は以下の通り。

諮問された改正案で、乳児用規格適用食品の表示基準を追加することについて、その案のとおり改正することが適当であるとされた。

なお、省略規定の対象はいわゆる粉ミルクのみとすること及び経過措置期間を 1 年半程度とすることが適当であるとされた。

2. 上記の内閣府令の改正については、平成 24 年 6 月 19 日、消費者委員会委員長から以下を内容とする答申が行われた。

諮問された改正案について、その案(別添新旧対照表)のとおり改正することが適当である。

なお、省略規定の対象はいわゆる粉ミルクのみとすること及び経過措置期間を 1 年半程度とすることが適当である。

- 別添： ・食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第四十五号)一部改正(案) 新旧対照表
・食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第四十六

号)一部改正(案) 新旧対照表

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担 当：山岸・伊藤

電 話：03 - 3507 - 9945

F A X：03 - 3507 - 9989

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）一部改正（案） 新旧対照表
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 食品衛生法（以下「法」という。）第十九条第一項の規定により、表示を行うべき食品又は添加物は、他の法令に定めるもののほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 四十四（略）</p> <p>2 前項（第十一号の二を除く。）に定める食品又は添加物であつて販売の用に供するものは、次に掲げる事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第五条から第八条まで、第十六条及び第十九条において同じ。）を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載しなければならない。</p> <p>一 四十四（略）</p> <p>四十五 法第十一条第一項の規定に基づき定められた乳児用食品の規格が適用される食品（以下「乳児用規格適用食品」という。）にあつては、乳児用規格適用食品である旨</p> <p>3 7（略）</p> <p>8 乳児用規格適用食品以外の食品には、乳児用規格適用食品である旨の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。</p> <p>第二条 第十九条（略）</p> <p>第二十条 第一条第二項の規定にかかわらず、乳児用規格適用食品であつて、乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略することができる。</p> <p>別表第一 第六（略）</p>	<p>第一条 食品衛生法（以下「法」という。）第十九条第一項の規定により、表示を行うべき食品又は添加物は、他の法令に定めるもののほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 四十四（略）</p> <p>2 前項（第十一号の二を除く。）に定める食品又は添加物であつて販売の用に供するものは、次に掲げる事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第五条から第八条まで、第十六条及び第十九条において同じ。）を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載しなければならない。</p> <p>一 四十四（略）</p> <p>3 7（略）</p> <p>第二条 第十九条（略）</p> <p>別表第一 第六（略）</p>

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十六号）一部改正（案） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下「乳等」という。）に関し、食品衛生法（以下「法」という。）第十九条に規定する表示を行うべき食品及び表示の要領については、この府令の定めるところによる。ただし、組換えDNA技術を応用した乳等の表示の基準、保健機能食品（食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号。以下「表示基準府令」という。）第一条第一項第十三号に規定する保健機能食品をいう。）及び乳児用規格適用食品（表示基準府令第一条第二項第四十五号に規定する乳児用規格適用食品をいう。）の表示の基準については、この府令に定めるもののほか、表示基準府令の定めるところによる。</p> <p>第二条～第三条 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下「乳等」という。）に関し、食品衛生法（以下「法」という。）第十九条に規定する表示を行うべき食品及び表示の要領については、この府令の定めるところによる。ただし、組換えDNA技術を応用した乳等の表示の基準及び保健機能食品（食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号。以下「表示基準府令」という。）第一条第一項第十三号に規定する保健機能食品をいう。）の表示の基準については、この府令に定めるもののほか、表示基準府令の定めるところによる。</p> <p>第二条～第三条 （略）</p>